

であるのは、総務省統計局による第三次地域区画（約1 kmメッシュ）である。予測範囲が狭い場合には、メッシュの大きさを1/2、1/4に分割して予測を行い、濃度分布を確実に把握できるように配慮する。特に、最大着地濃度の出現が予測される地点や大気汚染に関して重要な地点に対して、確実に影響の程度を把握できるようにする。

自動車道路に関しては、インターチェンジや交差点、料金所やトンネル周辺のように面的な影響が予測される場合には、濃度分布を把握するためにメッシュを予測地点として設定するが、道路の一定区間において周辺の状況が類似している場合における代表断面や大気汚染に関して重要な対象が存在する地点については、道路と直角方向の断面について予測地点を設定して予測することも可能である。この場合、道路の影響は通常150～200m程度であることを考慮して適切な間隔（例えば、10m）で予測地点を設定する。

予測地点における鉛直方向の高さは通常は1.5mであるが、高速道路や煙突の近くに高層住宅が存在しているような場合には、沿道の生活実態に対応して適切な高さの予測点を加えて、濃度の鉛直分布を把握する必要がある。なお、予測の精度の確認や評価において常時監視局等の実測濃度と対比する場合については、その測定局における測定高度を予測高度とする。

短期平均濃度（1時間平均値）の予測地点は、対象事業に係る発生源が煙突のような点源の場合には、風下方向の最大着地濃度及びその出現距離並びに濃度の減衰傾向が把握できるまでの範囲に適切な間隔で設定する。

工事中のように発生源が複数分布する場合は、予測地点は、工事区域の周辺部に適切に設定する。

5 予測対象時期等

(1) 工事の実施

工事については、工事計画全体にわたって時系列的に工事量の変化、使用する燃料の種類別の量、工事区域の地理的範囲の変化を把握し、工事全体からの大気汚染物質の排出量が最も大きくなる時期（あるいは負荷の大きい重機類等の稼働台数の多くなる時期）、すなわち工事の最盛期を対象とする。最盛期以外の時期において、気象条件等の特定の要因により地域の大気汚染状況に対して工事による影響が大きくなると想定されている場合には、その時期についての予測を実施する。

また、工事期間が長期にわたり、工事区域が広範囲となる場合には、工事实施区域の時系列的な位置の変化等を勘案し、適切な予測対象時期を複数設定する。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用

基本的には、対象事業に係る施設の供用後稼働が定常状態に達した時期を対象とするが、事業が長期にわたって段階的に実施される場合は、その経年変化を把握し、事業による影響が最も大きくなる時点を対象とする。また、事業の中間段階において特に留意を要する時点が生ずる場合は、この中間段階の時点も対象とする。後者の例としては、発電所等における施設の更新計画に際して、新規施設の部分的稼働による影響と既存施設の影響とが合計して発生し、その程度が最終的な計画終了時点より大きくなる場合などである。なお、この状況が1年以上継続する場合には長期予測を行う必要があるが、短い期間である場合は短時間の影響を評価することとなる。

1-6 評価

評価は、調査及び予測の結果を踏まえて、対象事業の実施により環境要素に及ぶおそれのある影響が、実行可能な範囲内で回避・低減されているかどうかについて行う。国又は地方公共団体によって環境保全の観点からの基準又は目標が定められている場合については、これらとの整合性についても検討を行う。

評価に当たって事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにする。

1 評価の基本的な手法

(1) 環境影響の回避・低減に係る評価

事業実施による環境影響を回避・低減するために、事業者が行った環境保全措置を評価する。想定される環境保全措置としては、事業実施に伴う各種のガイドラインの設定、既存事例の調査による環境影響の把握、代替案を含む複数案の検討、各種の実行可能な技術の導入などがある。評価に当たっては、これらの措置による効果を判断する資料、措置を選択した根拠あるいは判断基準等の合理性、措置を実施することによる副次的な環境への影響等についても合わせて検討する。

(2) 国又は地方公共団体の基準又は目標との整合性

国が定める大気汚染に係る基準としては、環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準があり、地方公共団体については条例・要綱等による環境目標値等が設定されている。これらの環境要素については、事業実施による環境影響との整合性を検討することができる。また、国のガイドライン等が存在する場合には、その内容及び適用の可否を踏まえた上で、事業実施による環境影響との整合性を検討する。

長期予測計算による年平均値予測結果を環境基準と対比する場合には、環境基準に定められた評価方法に対応する値（日平均値の年間98%値又は2%除外値）に換算する。換算式は常時監視測定局のデータを利用して作成することができる。例えば、二酸化窒素の場合、年平均値と日平均値の年間98%値との関係がほぼ直線関係にあることから、対象地域の常時監視測定局における両者の関係から換算式を推定することができる。なお、この換算式を用いる場合、常時監視測定局との、予測地点の地形・気象等の類似性など、換算式の妥当性を検討する必要がある。

環境負荷の程度については、大気汚染防止法や地方公共団体の公害防止条例等によって排出基準が定められている場合があり、環境基本計画等によって将来の目標値が存在する場合があるので、これらの場合について整合性を検討する。

さらに、事業の実施と国や地方公共団体による諸計画、施策との整合性についても評価のポイントと考えられる。

(3) バックグラウンド

評価においては、予測時点における事業の実施による地域への環境影響と、その時点における地域の全発生源による環境影響（バックグラウンド）を加えて検討を行う。バックグラウンドの設定に当たっては、県及び関係する市町村が有する情報を可能な限り収集する。しかし、地域の将来の発生源等あるいは将来の大気汚染の状況に関する情報が得られない場合は、バックグラウンド濃度を予測することはできない。このような場合は、現況調査によって得られた現況の大気汚染の状況及び将来の社会経済動向に基づいてバックグラウンド濃度を推定して評価を行う。

バックグラウンド濃度として現況濃度を用いる場合は、環境基準等の目標値を十分に下回り、かつ横ばい又は減少傾向で推移していると確認できることとともに、地域の社会・経済的な動向を十分に考慮した上で、将来の大気汚染物質の排出量が